

所得税が還付される場合

確定申告をする必要がない方も、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・多額の医療費を支払った場合
- ・寄附金控除に該当する寄附をした場合
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合 など

※医療費控除を受ける方は、医療費の領収書が必要です。領収書は事前に合計額を計算してから申告会場にお越しください。

国税の申告・納税はe-Taxが便利です

所得税などの国税は、e-Taxで電子申告ができます。

- ・自宅や税理士事務所などからインターネットを利用して、申告、申請、届出などができます。
- ・最高4千円の所得税の税額控除が受けられます。
- ・インターネットバンキングやATMなどを利用して納税ができます。
- ・3月15日(木)までは24時間利用可能です。

詳細についてはe-Taxホームページ

市県民税

税務収納課 ☎66◆1116

市県民税の相談・申告会場

申告期間中の問合せ

市民体育センター内申告会場
☎67◆9757

※市県民税の申告書は2月上旬、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額のお知らせは1月下旬に発送します。



ホームページ(<http://www.e-taxita.go.jp>)をご覧ください。

※e-Taxは、電子証明書が付与された住民基本台帳カード(住基カード)とICカードリーダーが必要になります。住基カードは市役所で千円(住基カード500円と電子証明書500円)で発行します。

※住基カードのない方でも国税庁のホームページ内の「確定申告書作成コーナー」を利用して、確定申告書を作成できます。

相談・受付日時

午前9時～午後4時
※受付は午後3時30分まで

市県民税の申告会場と日程

対象地区	会場	期間
相楽・大塚・海陽	大塚公民館(2階 会議室)	2月23日(木)・24日(金)
三谷・豊岡	東部市民センター(2階 第3集会室)	2月20日(月)～22日(水)
形原・金平・一色	西部市民センター(1階 大集会室)	2月27日(月)～29日(水)
西浦	西浦公民館(2階 講堂)	3月1日(木)・2日(金)
市内全域	市民体育センター(大会議室)	2月16日(木)～3月15日(木) ※土・日曜日は除く

※車、バイク、自転車でお越しの方は、ほかの利用者の安全確保のため、必ず決められた駐車スペース、駐輪場をご利用ください。

申告の必要な方

平成24年1月1日現在、市内に住んでいて、次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の申告をした方は必要ありません。

- ① 営業、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方
- ② 公的年金などを受給している方で次のような方
 - ・年金以外に所得のあった方
 - ・支払先に扶養控除等申告書を提出していない方
 - ・社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方
- ③ 給与所得者で次のような方
 - ・平成23年中に退職した方または2カ所以上から給与を受けた方
 - ・給与以外に所得のあった方
 - ・雑損控除、医療費控除などを受けようとする方 など

※国民健康保険税の軽減適用や他の制度の適用上、所得がなかった場合などでも申告が必要となる場合があります。所得がなかった場合で申告書が送られてきたときは、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入の上、提出してください。